

一般事業主行動計画

育児休業の取得促進と、その後スムーズに職場復帰できる職場づくりをめざし、次の計画を策定する。

1 計画期間 平成23年10月3日から平成27年3月31日まで

2 内 容

目標1 妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制を整備の実施として、育児休業の取得促進とその後スムーズな職場復帰のための相談窓口を設置する

【目標を達成するための対策とその実施時期】

- ①平成23年11月 検討委員会を設置し、相談窓口で受理する相談内容、運営方法、担当者の検討をする。
- ②平成24年 3月 相談窓口を設置
- ③平成24年 4月 相談窓口の設置を社員に周知する

目標2 健康保険法に基づく給付、労働基準法に基づく産前産後休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、厚生年金保険法に基づく申請など諸制度の周知のための研修を行う

【目標を達成するための対策とその実施時期】

- ①平成25年 4月 情報の収集、資料作成、従業員への配布
- ②平成25年10月 研修内容、実施方法の検討
- ③平成26年 4月 研修の実施（随時）